

釧路湿原国立公園

釧路湿原生態系維持回復事業計画（仮称）

平成 28 年 4 月 1 日

環境省

1. 生態系維持回復事業計画の名称

釧路湿原国立公園 釧路湿原生態系維持回復事業

2. 生態系維持回復事業計画の策定者

環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から下記の目標が達成されるまでとする。

4. 生態系維持回復事業の目標

釧路湿原国立公園は、北海道の東部、釧路川に沿って展開する我が国最大の湿原、釧路湿原を中核とする地域であり、昭和 62 年 7 月 31 日に指定された。釧路湿原においては、他の地域ではすでに喪失してしまっている我が国の平野部の原自然が保存されており、湿原全体を支配するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する自然性の高い広大な水平的景観は、我が国では他に類例のない特異性を有している。

高層湿原、中間湿原、低層湿原それぞれに特徴的な植生が見られ、特別天然記念物タンチョウをはじめとする各種鳥類のほかキタサンショウウオ、エゾカオジロトンボ等貴重な動物が生息している。また、湿原の主要部は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)の登録湿地とされるなど本湿原は国際的にも高く評価されている。

しかしながら、釧路湿原流域では 1960 年代から都市開発や農地開発が進み、湿原面積の減少や乾燥化によるハンノキ林の拡大等、釧路湿原の自然環境の改変が生じている。そのため、平成 17 年 3 月に「釧路湿原自然再生全体構想」が策定され、釧路湿原の自然環境の再生を目指して蛇行河川の復元等のさまざまな取り組みが行われている。なお、自然再生事業においては、ラムサール条約登録前のような湿原環境を再生することを目標としている。

一方、1990 年代以降、釧路湿原を利用するエゾシカが増加傾向であると考えられており、高層湿原における採食や踏み荒し等による植生への影響も観察されている。また、周辺丘陵地では斜面が裸地化し浸食が生じている。さらに、湿原内のシカ道の延長は平成 16 年から平成 22 年の 6 年間で 2 倍以上に増加しており、釧路湿原を利用するエゾシカは近年著しく増加していることが示唆される。これらのことから、エゾシカによる影響は、釧路湿原の自然環境にとって新たな負荷要因となっており、また増大を続けているものと考えられる。

本事業では、エゾシカによる影響を低減することを通じて、釧路湿原国立公園における生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。なお、本事業で維持又は回復を図る生態系とは、ラムサール条約登録以前の状態とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域

釧路湿原国立公園全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視(モニタリング)

地域の生態系を特徴づける植生の状況や、エゾシカによる採食や踏み荒し等を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視(モニタリング)する。また、調査結果からエゾシカ個体数調整の対象地選定や、事業成果の評価等に関する検討資料を得る。

① 植生の状況の把握

湿原内の各植生区分(低層湿原、中間湿原、高層湿原及びハンノキ林)や湿原周辺の丘陵地における植生調査を実施し、エゾシカの影響を経年的に把握する。また、植生保護柵内外における植生調査等を実施する。

② 生態系の指標となる動物の生息状況の把握

生態系の維持、回復の指標とするため、鳥類、両生類等の調査を行い、生息状況を把握する。

③ エゾシカの生息状況の把握

関係機関と連携して、ライトセンサスや航空センサスの調査結果等、エゾシカの生息数を推定するための情報を収集するとともに、空中写真を用いたシカ道判読や現地での踏み荒し・ヌタ場調査等を実施し、エゾシカの生息状況及びその経年変化を把握する。また、季節的に釧路湿原国立公園を利用するエゾシカ個体群の存在が確認されていることから、発信器の装着等による季節移動調査や日周行動調査を行う。

北海道釧路総合振興局や隣接する振興局におけるエゾシカの捕獲情報その他のデータを収集・分析することにより、本事業区域の周辺を含む広域かつ多面的な状況把握を行う。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

生態系の維持又は回復に支障を及ぼす恐れのある動植物として、エゾシカの防除を行う。

エゾシカの生息状況や自然環境の状態、社会的条件を勘案し、個体数調整の実施が必要かつ適当である地域において、銃器や囲いわな等による捕獲を実施する。銃器による捕獲時には、必要に応じて、エゾシカの移動ルートを分断する仕切柵や射撃用タワーの設置、餌付け等により、効率的な捕獲に努める。一方で本公園は通年多くの公園利用者が訪れる地域であり、また道路や線路等に近接する場所での対策も想定されるため、銃器の使用にあたっては事故防止に十分配慮し、より安全性の高い捕獲手法の検討を行う。

また、高層湿原等希少な植物の生育地については、必要に応じて、植生保護柵の設置等を行う。

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

農林業跡地や道路法面等において、防鹿柵の設置やエゾシカの不嗜好性植物による法面緑化等を推進することにより、エゾシカの採餌環境を改変し分散化させることにより、周囲の自然植生への採食圧を低下させる。

また、高層湿原等希少な植物の生育地については、必要に応じて、植生回復手法の実証試験を行う。

(4)生態系の維持又は回復に資する普及啓発

生態系の保護の必要性、エゾシカによる被害状況、捕獲等の対策の必要性、本事業の実施状況等について、インターネット等を活用し、地域住民、公園利用者等に普及啓発を行い、事業への理解と協力を働き掛ける。併せて、個体数調整にあたり事故を防止するため、住民や観光関係者等への情報発信と注意喚起を行う。

(5)前各号に掲げる事業に必要な調査等

植生やエゾシカ個体数等の監視については、できるだけ簡便で効果的なデータの取得手法や評価指標を検討し、活用する。

エゾシカの捕獲をはじめとした本事業の実施については、より効率的で安全な実施に関する調査研究、実証試験等を行う。

なお、本事業の実施にあたっては、タンチョウをはじめ希少動植物への影響を最小限とするよう配慮することとする。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1)生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

事業実施後5年を目処に、本事業の内容、効果等の総括的な検証及び評価を行い、必要に応じて本事業計画の見直しを行うこととする。

なお、事業の検証、評価及び事業計画の見直し時には、専門的知識を有する者から、事業実施方針や内容に係る科学的・技術的助言を受けることとする。

(2)生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

本事業の推進に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき北海道が策定する鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画である「北海道エゾシカ管理計画」及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき市町村が策定する鳥獣被害防止計画との整合を図るものとする。また、「釧路湿原自然再生全体構想」及びこれに基づく各自然再生実施計画との整合を図り、事業実施結果等の情報共有を行うことにより、相互の事業を推進する。

(3)生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体、専門家等による検討会議を設置し、本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携、協力して事業を実施する。

また、隣接地域やエゾシカの季節移動先等におけるエゾシカ対策実施主体や関係者との情報共有や連携を密にし、広域的な対策の推進を図る。